

## 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター定款第18条第1項に定める役員報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員報酬は、当分の間支給しないものとする。

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

(附則)

この規程は平成31年4月1日より施行する。

# 職員給与規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター(以下「エコセンター」という。)の職員の給与に関する事項について定めることを目的とする。

2 エコセンターが、日々雇用する者の給与は、理事長が職員の給与との均衡を考慮して別に定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料及び次に掲げる諸手当とする。

- (1) 扶養手当
- (2) 地域手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 時間外勤務手当
- (6) 期末手当
- (7) 勤勉手当

2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

(給与の支払方法)

第3条 給与は、口座振込み又は現金で直接職員に支払うものとする。

2 前項の給与の支払いの際、法令及び法令の規定に基づく協約又は協定により給与から控除する金額があるときは、理事長はこれを控除して支払うことができる。

(給与の支払日)

第4条 給与(期末手当及び勤勉手当を除く。以下、本条において同じ。)の支払日は、毎月15日とする。ただし、月の初日以外の日に職員となった者の当該職員となった月の支払日は、その月の末日とする。

2 前項に規定する支払日が日曜日、土曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日をいう。以下この項において同じ。)に当たるときは、15日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日(その日が2あるときは、15日より前の日)とする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事長は災害その他の事由により給与の支払いが著しく困難なときは、支払日を一時変更することができる。

(期末手当及び勤勉手当の支払日)

第5条 期末手当及び勤勉手当の支払日は当該手当の支払いの都度、理事長が定める日とする。

## 第2章 給 料

(給料の意義)

第6条 この規程において給料とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。

(給料の決定)

第7条 職員に適用される給料月額は、区行政職給料表(別表第一)に準じる。

2 給料月額は、別記様式1号により発令し、行うものとする。

(昇給の基準)

第8条 区の基準に準じる。

(昇給の時期)

第9条 前条に規定する昇給の時期は、4月1日とする。

(昇給停止)

第10条 職員が55歳に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する場合は、当該3月31日の翌日以降昇給させることはできない。

(昇 格)

第11条 職員の昇格については別に定める。

(給料の支給方法)

第12条 給料は月の1日から末日までの期間(以下「給与期間」という。)につき、給料月額的全額を月1回に支給する。

2 新たに職員となった者に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降格等により給料額に異動を生じたものに対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日他の職に任命されたときは、その日の翌日から給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日までの給料を支給する。

4 前項の規定に係わらず、職員が死亡したとき又は組織の改廃その他やむを得ない業務上の理由により解雇され、又は退職した場合には、その月の給料全額を支給する。

5 第2項及び第3項の規定により、給料を支給する場合であっても、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(退職又は解雇の場合の支払い)

第13条 職員が死亡したとき、又は組織の改廃その他業務上の理由により退職又は解雇された場合においては、権利者の請求があった場合は、すみやかに給料その他職員の権利に属する支給金を支給する。

(業務上の傷病者に対する支払い)

第14条 職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり若しくは通勤による災害により休業補償を受ける場合は、その勤務することができない期間につき、平均賃金からその給付額を控除した額を支給する。

(業務外の傷病者に対する支払い)

第15条 職員が業務外の負傷、疾病により休業したときは、その日から180日間は平均賃金額を支給する。

(給与の減額)

第16条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、職員就業規則第21条に定める特別休暇を受ける場合及び理事長が別に定める場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与等の額の合計額を減額して給与を支給する。

2 前項の給与の減額は、減額すべき事実のあった日の属する給与期間のものを直近の給与支給の際、行うものとする。ただし、当該給与支給の際に減額できないときは、その後の給与支給の際に行うことができる。

(時間の計算)

第17条 前条における時間の合計に1時間未満の端数がある場合には、その端数が30分以上の時は1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(欠勤者等の給与)

第18条 欠勤者又は休職者の給与については、第15条に定める場合を除くほか別表第2に定めるところによる。

(遅刻、早退者の給与)

第19条 職員が遅刻、早退した場合は、第15条、第16条の規定により算出した額を控除する。

(端数計算)

第 20 条 この規程による給与の計算においては円位未満の端数を生ずるときはその端数が 50 銭以上のときは 1 円とし、50 銭未満のときは切り捨てる。

### 第3章 諸 手 当

(扶養手当)

第 21 条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

2 前項の扶養手当とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主として、その職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫
- (3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、扶養親族 1 人につき当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第 1 号に掲げる者 13,700 円
- (2) 前項第 2 号に掲げる子のうち 1 人  
(職員に配偶者のない場合に限る。) 13,700 円
- (3) 前項第 2 号から第 5 号までに掲げる者のうち 2 人  
(前号に該当する扶養親族を有する場合にあっては 1 人) までの者 5,500 円
- (4) 前項第 2 号から第 5 号までに掲げる者のうち前 2 号に該当する者以外者 5,500 円

4 扶養親族たる子（第 2 項第 2 号に掲げる子に限る。以下同じ。）のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から、満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、4,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数（同項第 2 号に該当する子がある場合にあっては、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から 1 を減じた数）を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当支給細目)

第 22 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、ただちにそのことを証明する書類を添えて理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第 2 項第 2 号又は第 4 号に掲げる扶養親族が、満 22 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給開始日及び終了日は、次の基準による。ただし、扶養手当の支給開始日については、前項の規定による届出が、これらの事実の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

- (1) 新たに職員となった者に扶養親族がある場合は、その者が職員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。
- (2) 扶養親族がない職員に新たに扶養親族が生じた場合は、その日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。
- (3) 扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合は、その日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって支給を終る。
- (4) 扶養手当を受けている職員の扶養親族のすべてについて、前項第2号に掲げる事実が生じた場合は、その日の属する月（これらの日が月の初日である場合は、その日の属する月の前月）をもって支給を終る。

3 扶養手当を受けている職員に次の事実が生じた場合はその日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、その支給額を改定する。ただし、第1号（配偶者のない職員で扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該子に係る扶養手当の支給額の改定を除く）及び第3号の事実を生じた場合における子に係る扶養手当支給額の改定については、前項ただし書の規定を準用する。

- (1) さらに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族の一部に扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者がない職員となった場合（前号に該当する場合を除く）
- (4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く）

（地域手当）

第23条 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の支給額は給料及び扶養手当の月額合計額に100分の18を乗じて得た額とする。

3 地域手当の支給については、給料支給の例による。

（住居手当）

第24条 世帯主（江戸川区職員の住居手当に関する規則第2条に準じ。）である職員に対して住居手当を支給する。

2 住居手当の月額は、扶養親族のある職員については、8,800円、扶養親族のない職員については、8,300円とする。

3 住居手当の支給に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

（通勤手当）

第25条 次の各号に掲げる職員に対しては、通勤手当を支給する。ただし、職員は通勤届（別記様式1号）を提出するものとする。

(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員。（交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると理事長が認める職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他の交通の用具等（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが困難であると理事長が認める職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を使用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが困難であると理事長が認める職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 その者の1カ月の通勤に要する運賃等の額に相当する額とし、支給時期を4月及び10月の年2回それぞれ6カ月分の手当てを一括支給する。ただし、1カ月当たりの支給限度額を55,000円とする。

(2) 前項第2号に掲げる職員 江戸川区職員の給与に関する条例別表第3に掲げる職員の区分及び自動車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定、その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

（時間外勤務手当）

第26条 正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員に対しては、その超過勤務の時間1時間につき、1時間当りの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの時にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項に定める勤務1時間当りの給与額は、給料の月額等（給料月額、給料月額に地域手当の剰率を乗じて得た額、住居手当の額を合計した額）に、12を乗じて得た額を、一週間の勤務時間に52を乗じて得たものから勤務時間を5で除して得た時間に理事長が定める日の数を乗じたものを、減じたもので、除して得た額とする。

(期末手当)

第27条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下これらを「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した職員についてもまた同様とする。

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額に、別に理事長が定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 理事長が定める職員に支給する期末手当に対する前項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは「給与月額に、給与月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に職務段階等を考慮して、理事長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたこと等により失職した職員

(3) 基準日前1ヶ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの

第29条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限る。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、当該一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限り

でない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

3 前項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下これらを「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した職員についてもまた同様とする。

2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、6月及び12月に支給する場合においては100分の67.5を乗じて得た額に勤務成績に応じて理事長が定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 理事長が定める職員に支給する勤勉手当に対する前項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは「給与月額に、給与月額及びこれに対する調整手当の月額合計額に職務段階等を考慮して、理事長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(準用)

第31条 この規程に定めのない事項については江戸川区職員の給与に関する条例、規則等の定めを準用する。

(運用)

第32条 派遣に基づく区職員の場合は、この規程にかかわらず、江戸川区諸条例など関係法令に基づくものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 昇給・昇格発令通知書

所 属		氏 名		
えどがわエコセンター				
発令年月日	級	号給	給料月額	備考
令和 年 月 日				

えどがわエコセンター理事長

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター	事業年度	令和3年4月1日～令和4年3月31日
-----	-----------------------	------	--------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	1,482,000 円
賛助会員受取会費	1,049,500 円
受取寄付金	34,330 円
受取区補助金	36,115,666 円
みどり東京温暖化防止プロジェクト助成金	1,000,000 円
イオン環境活動助成金	279,720 円
参加料収益	161,100 円
雑収益	30,005 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	40,152,321 円

## (2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他

なし





3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑥イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup> (以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
なし					

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額	
5人	17,295,401円	



## 令和3年度 役務の提供一覧

No.	取引先の氏名等 法人との関係	役務の提供の内容	年	月	日	対価の額	その他の取引条件等
1		講習謝金(4/21マスク作り体験教室)	R3	6	7	6,000	講師謝金の規程
2		講習謝金(4/22マスク作り体験教室)	R3	6	7	6,000	講師謝金の規程
3		講師謝金(6/30残り布で作るマスク入れ教室)	R3	7	31	6,000	講師謝金の規程
4		講師謝金(7/1残り布で作るマスク入れ教室)	R3	7	31	6,000	講師謝金の規程
5		講師謝礼金(10/6残り布で作る二重マスク教室)	R3	10	20	6,000	講師謝金の規程
6		講師謝礼金(10/7残り布で作る二重マスク教室)	R3	10	20	6,000	講師謝金の規程
7		講師謝礼金(10/20残り布で作るスマホスタンド教室)	R3	11	2	6,000	講師謝金の規程
8		講師謝礼金(10/21残り布で作るスマホスタンド教室)	R3	11	2	6,000	講師謝金の規程
9		講師謝礼金(11/4残り布で作るお菓子入れ教室)	R3	11	16	6,000	講師謝金の規程
10		講師謝礼金(11/5残り布で作るお菓子入れ教室)	R3	11	16	6,000	講師謝金の規程
11		講師謝礼金(11/17残り布で作る眼鏡入れ教室)	R3	12	1	6,000	講師謝金の規程
12		講師謝礼金(11/18残り布で作る眼鏡入れ教室)	R3	12	1	6,000	講師謝金の規程
13		講師謝礼金(12/1残り布で作るミニクリスマスリース教室)	R3	12	16	6,000	講師謝金の規程
14		講師謝礼金(12/2残り布で作るミニクリスマスリース教室)	R3	12	16	6,000	講師謝金の規程
15		講師謝礼金(12/15残り布で作る九猿人形教室)	R4	1	13	6,000	講師謝金の規程
16		講師謝礼金(12/16残り布で作る九猿人形教室)	R4	1	13	6,000	講師謝金の規程
17		講師謝礼金(1/26残り布で作るファスナー付きポーチ教室)	R4	2	2	6,000	講師謝金の規程
18		講師謝礼金(1/27残り布で作るファスナー付きポーチ教室)	R4	2	2	6,000	講師謝金の規程
19		講師謝礼金(1/12残り布で作るシュシュとヘアバンド教室)	R4	2	2	6,000	講師謝金の規程
20		講師謝礼金(1/13残り布で作るシュシュとヘアバンド教室)	R4	2	2	6,000	講師謝金の規程
21		講師謝礼金(1/17体感！サステナWAVE収録)	R4	2	8	6,000	講師謝金の規程
22		講師謝礼金(2/9残り布で作るエコ帽子)	R4	2	18	6,000	講師謝金の規程
23		講師謝礼金(2/10残り布で作るエコ帽子)	R4	2	18	6,000	講師謝金の規程
24		講師謝礼金(2/24残り布で作るコースター教室)	R4	3	10	6,000	講師謝金の規程
25		講師謝礼金(2/25残り布で作るコースター教室)	R4	3	10	6,000	講師謝金の規程
26		講師謝礼金(3/23残り布で作るブックカバー教室)	R4	3	28	6,000	講師謝金の規程
27		講師謝礼金(3/24残り布で作るブックカバー教室)	R4	3	28	6,000	講師謝金の規程
28		講師謝礼金(3/9残り布で作るペンケース教室)	R4	3	29	6,000	講師謝金の規程
29		講師謝礼金(3/10残り布で作るペンケース教室)	R4	3	29	6,000	講師謝金の規程
30		講師謝金(4/20みどりのカーテン)	R3	4	20	3,000	講師謝金の規程
31		講師謝金(4/22みどりのカーテン)	R3	4	22	3,000	講師謝金の規程
32		講師謝礼金(12/22家庭の省エネ診断サービスの説明会と診断)	R4	3	8	1,500	講師謝金の規程
33		講師謝礼金(12/25家庭の省エネ診断サービスの説明会と診断)	R4	3	8	1,500	講師謝金の規程
34		エコカンパニー登録審査報酬	R4	3	23	40,000	審査委員報償費の要領
35		講師謝礼金(10/16魅力発見・探検ツアー)	R3	10	16	10,000	講師謝金の規程
36		講師謝礼金(10/6エコ料理でいざご飯)	R3	10	26	6,000	講師謝金の規程
37		エコカンパニー登録審査報酬	R4	3	23	40,000	審査委員報償費の要領
38		講師謝金(4/15みどりのカーテン)	R3	4	15	3,000	講師謝金の規程
39		講師謝金(4/17みどりのカーテン)	R3	4	17	3,000	講師謝金の規程
40		講師謝金(4/19みどりのカーテン)	R3	4	19	3,000	講師謝金の規程
41		講師謝金(4/23みどりのカーテン)	R3	4	23	3,000	講師謝金の規程
42		講師謝金(5/26葛西小学校出前授業)	R3	5	29	6,000	講師謝金の規程
43		講師謝金(7/7葛西小学校出前授業)	R3	7	10	3,000	講師謝金の規程
44		講師謝金(7/7葛西小学校出前授業)	R3	7	7	3,000	講師謝金の規程
45		講師謝金(6/21上小岩第二小学校出前授業)	R3	8	11	6,000	講師謝金の規程
46		講師補助謝金(6/23上小岩第二小学校出前授業)	R3	8	11	3,000	講師謝金の規程
47		講師補助謝金(6/28上小岩第二小学校出前授業)	R3	8	11	3,000	講師謝金の規程
48		講師補助謝金(6/25大杉小学校出前授業)	R3	8	11	3,000	講師謝金の規程
49		講師謝金(6/27荒川中土手自然体験遊び)	R3	8	19	6,000	講師謝金の規程
50		講師補助謝金(9/17上小岩第二小学校出前授業)	R3	10	18	3,000	講師謝金の規程
51		講師補助謝金(9/29上小岩第二小学校出前授業)	R3	10	18	3,000	講師謝金の規程
52		講師謝礼金(10/24荒川中土手で自然遊び)	R3	11	30	6,000	講師謝金の規程
53		講師謝金(10/29大杉小学校出前授業)	R3	11	30	3,000	講師謝金の規程
54		講師謝金(10/20上小岩小学校出前授業)	R3	11	30	6,000	講師謝金の規程
55		講師謝礼金(10/29長座布団づくり講習会)	R4	1	18	3,000	講師謝金の規程
56		講師謝礼金(11/7東なぎさクリーン作戦)	R3	11	7	4,000	謝金取扱の内規
57		講師謝礼金(2/9葛西臨海公園野鳥調査)	R4	3	8	15,000	講師謝金の規程
58		講習謝金(4/21ムジナモを育てよう)	R3	6	4	6,000	講師謝金の規程
59		講師謝金(6/23上小岩第二小学校出前授業)	R3	8	11	6,000	講師謝金の規程
60		講師謝金(6/30ムジナモを育てよう)	R3	8	16	6,000	講師謝金の規程
61		講師謝金(9/17上小岩第二小学校出前授業)	R3	10	18	6,000	講師謝金の規程
62		講師謝礼金(11/7東なぎさクリーン作戦)	R3	11	7	4,000	謝金取扱の内規
63		講師謝金(10/27新堀小学校出前授業)	R3	11	10	6,000	講師謝金の規程
64		講師謝礼金(11/16西小松川小出前授業)	R3	12	10	6,000	講師謝金の規程
65		講師謝礼金(9/29ムジナモを育てよう)	R3	12	10	6,000	講師謝金の規程

66		講師謝礼金(12/5樹と友達になろう)	R4	1	28	3,000	講師謝金の規程
67		講師謝礼金(10/5平井東小学校出前授業)	R3	12	17	3,000	講師謝金の規程
68		講師謝礼金(10/21平井小学校出前授業)	R3	12	17	3,000	講師謝金の規程
69		講師謝礼金(11/12平井東小学校出前授業)	R3	12	17	6,000	講師謝金の規程
70		講師謝礼金(11/25平井小学校出前授業)	R3	12	17	6,000	講師謝金の規程
71		講習謝金(4/24春は植物で楽しもう)	R3	6	2	6,000	講師謝金の規程
72		講師謝金(5/28自生野生ラン調査)	R3	7	21	3,000	講師謝金の規程
73		講師補助謝金(10/27新堀小学校出前授業)	R3	11	10	3,000	講師謝金の規程
74		講師謝礼金(12/5樹と友達になろう)	R4	1	28	6,000	講師謝金の規程
75		講師謝礼金(2/9葛西臨海公園野鳥調査)	R4	3	8	3,000	講師謝金の規程

認定基準等チェック表 (第3表)

(初業)

法人名	認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター	チェック欄
-----	-----------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
    - (1) 役員及びその親族等
    - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
  - ロ 各社員の表決権が平等であること
  - ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
  - ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	令和3年4月1日～令和4年3月31日	16人	0	0%	3人	18.75%
㉒	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉓	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉔	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉕	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉖	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい						
	いいえ						

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ						
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ						

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無						

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員」の状況を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。



松本 勝義		監事		○							平成 23 年 8 月 4 日就任
池田 進		理事		○							令和 3 年 5 月 29 日就任
石川 麻美		理事		○							令和 3 年 5 月 29 日就任
鈴木 弘行		理事		○							令和 3 年 5 月 29 日就任
千倉 嘉一		理事		○							令和 3 年 5 月 29 日就任
山崎 求博		理事		○							令和 3 年 5 月 29 日就任
吉野 早苗		理事		○							令和 3 年 5 月 29 日就任
島田 久市		監事		○							令和 3 年 5 月 29 日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(PCA 公益法人会計)使用 ルーズリーフ	都度	10年
現金出納帳	会計ソフト(PCA 公益法人会計)使用 ルーズリーフ	都度	10年
預金出納帳	会計ソフト(PCA 公益法人会計)使用 ルーズリーフ	都度	10年
固定資産台帳	会計ソフト(PCA 公益法人会計)使用 ルーズリーフ	1年	10年
給与台帳	給与計算ソフト(やよい給与計算)使用 ルーズリーフ	月1回	10年

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター	チェック欄
-----	-----------------------	-------

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

✓

イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <b>無</b>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <b>無</b>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <b>無</b>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <b>無</b>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <b>無</b>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <b>無</b>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <b>無</b>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名		チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		同 意
		<input checked="" type="radio"/> する
		<input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター
-----	-----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄			
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日		

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 <sup>(註1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <sup>(註2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 (認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります) 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	---

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	---

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	---

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ